



RDRSとレジストラにおける身元確認について

2024年12月9日

弁護士・弁理士 丸田憲和



今日の内容

- 1 RDRSの開示情報の正確性
- 2 GAC Discussion on WHOIS and Registration Data Issues
- 3 Joint Meeting GAC and CPH
- 4 GACのコミュニケ
- 5 所感

1 RDRSの開示情報の正確性

- 明らかに不正確な登録情報が確認される

氏名、住所、電話番号、機関名

→登録情報の正確性（身元確認）に関する議論は？

ICANN81

- GAC Discussion on WHOIS and Registration Data Issues
- Joint Meeting GAC and CPH

2 GAC Discussion on WHOIS and Registration Data Issues

- 登録情報の重要性の指摘
捜査、法の施行、民間企業の営利活動、知的財産権の権利保護など
- プライバシー保護のバランス

WHOIS and Data Protectionに関するGNSO のポリシー策定・実施の進捗


- …停滞中

Data Accuracy Scoping Teamの活動は停止
Privacy/Proxyに関する検討は一時保留

- →どのようにしてData Accuracyを担保するかという点まで進んでいない

WHOIS and Data Protectionに関する作業

- Data Accuracy Scoping Teamの推奨事項（2022/9）
 1. レジストラが管理するドメインの正確性に関する調査
 2. 登録データの正確性を判断するためのレジストラの手順に関する監査
 3. Scoping Teamの作業の一時停止（実現可能性がより明確になるまで）

- 
- その後、 Data Accuracy Scoping Teamの活動は停止中（1.2.も）
 - →レジストラによる身元確認の実態については、検証が進んでいない

3 Joint Meeting GAC and CPH

- 登録データの正確性(Registration Data Accuracy)について正面から議論

Registration Data Accuracy

- RAA上の規定

ドメイン所有者は正確で信頼できる連絡先情報をレジストラに提供する義務がある。変更があった場合は7日以内に連絡先情報を更新しなければならない。

ドメイン所有者が故意に不正確または信頼できない情報を提供した場合、変更日から7日以内にデータを更新しなかった場合、または確認依頼に応じなかった場合、そのドメインは15日以内に一時停止またはキャンセルされなければならない。

- 以下の検証を登録時に実施（必要に応じて更新のリマインド）
 - すべての必須項目の入力
 - 公開されている必須のフォーマットとの一致
 - 電子メールまたは電話での連絡
- その他に有効な検証方法がない
 - グローバルに、コスパよく、信頼性の高い仕組みは存在しない（例：住所検証サービス、オンラインマップ、郵送）

4 GACのコミュニケ

- Data Accuracyに関する作業をできるだけ早く再開することが重要であると強調

5 所感

- 現状におけるレジストラの登録時のデータ検証は不十分
できる検証をしていない
- Data Accuracyに関する作業の再開を期待